

2015 年 5 月 29 日

米国財務会計基準審議会 御中

**「顧客との契約から生じる収益 (Topic 606) : 適用日の延期」
に対するコメント**

1. 当委員会は、米国財務会計基準審議会 (FASB) の会計基準更新書案「顧客との契約から生じる収益 (Topic 606) : 適用日の延期」(以下、「本公開草案」という。)に対するコメントの機会が与えられたことを歓迎する。
2. 当委員会は、公開企業に対して、会計基準更新書 2014-09 号のガイダンスの適用日を 1 年間延期する本公開草案の提案に賛成する。我々は、本来、公表後に会計基準の適用日を延期することは、会計基準に対する信頼及び会計基準設定主体の権威を損ねる懸念があるため、行うべきではないと考えている。しかしながら、本件については、例外的な決定を正当化しうる説得力のある理由があると考えられるため、我々は提案されている 1 年間の延期を適切と考えている。
3. 我々は、米国会計基準を適用している日本企業と議論した際、一部の企業から、会計基準更新書 2014-09 号を適用するために必要な会計実務の変更に対応する情報システムを導入するため追加的な期間が必要であるほか、米国の証券規制において報告企業は関連する内部統制の整備と運用を求められることから、十分な準備期間を確保することが特に重要であるという見解を聴取した。また、他の企業からは、追加的に 1 年間の準備期間を設けることによって、同業他社と十分な議論を行うことが可能となり、会計基準更新書 2014-09 号をより適切かつ首尾一貫した方法で適用することが可能となることから、当該措置が強く望まれる又は必要であるという見解も聞かれた。
4. さらに、我々は、適用日を 1 年間延期することは、次の理由から財務情報の国際的比較可能性を確保するうえで適切と考えている。
 - (1) 我々は、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」の適用日に関して、IASB においても 1 年間の延期の検討がされている旨を認識している。Topic 606 と IFRS 第 15 号がほとんど文言レベルで実質的にコンバージェンスされている点に鑑みると、同一の適用日を維持することが、企業により報告される収益の金額の比較可能性を向上させる観点から強く望まれる。仮に FASB と IASB で異なる適用日が選択された場合、両会計基準による財務情報の比較可能性が著しく低下することが懸念される。

- (2) さらに、連結財務諸表の作成にあたって IFRS を任意適用している日本企業（とりわけ、米国とそれ以外の地域のそれぞれにおいて子会社を有する多国籍企業）からは、両基準が異なる時点から適用されると、両基準を並行して適用するためにグループ内で二重の情報システムを維持することが必要となる等、実務上の負担が著しく増加する可能性がある点について懸念が示されている。
5. 最後に、我々は、日本基準の一環として、会計基準更新書 2014-09 号及び IFRS 第 15 号とのコンバージェンスを念頭においた新たな収益認識基準の開発に着手した我々の取組みについて言及したい。我々の当該審議において、米国会計基準又は IFRS を使用している日本企業からは、日本基準に基づき作成された個別財務諸表から米国会計基準又は IFRS に基づく連結財務諸表を作成する際の調整負担を軽減するために、会計基準更新書 2014-09 号及び IFRS 第 15 号への移行日までに、我々が開発する新しい収益認識基準を適用可能にすることを求める意見が聞かれている。当該期限に間に合うよう基準開発を進めることには、相当の困難さを伴うことが予想されることに鑑み、我々は、会計基準更新書 2014-09 号の適用日を延期する提案を歓迎する。
6. 本公開草案における個別の質問に対する当委員会のコメントについては、別添-I をご参照いただきたい。
7. 当委員会のコメントが FASB による今後の審議に役立つことを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小賀坂 敦

企業会計基準委員会 副委員長

収益認識専門委員会 専門委員長

本公開草案の個別質問に対するコメント

質問 1： 公開企業、一定の非営利企業、及び一定の従業員給付制度に関して、会計基準更新書2014-09号のガイダンスの適用日を1年間延期すべきか。その理由は何か。

8. 我々は、本レターの第2項から第5項における理由により、公開企業に対して、会計基準更新書 2014-09 号のガイダンスの適用日を1年間延期する本公開草案の提案に賛成する。

質問 3： 会計基準更新書2014-09号のガイダンスの適用日を1年間延期することに加えて、審議会は、当該ガイダンスを表示される各報告期間に遡及して適用するすべての企業に対して、2年間の適用延期を認める選択肢を与えるべきか。その理由は何か。

9. 我々は、当該ガイダンスを表示される各報告期間に遡及して適用するすべての企業に対して、2年間の適用延期を認める選択肢を与えることは適切ではないと考える。
10. 本レターの第4項で説明しているとおり、我々は会計基準更新書 2014-09 号と IFRS 第 15 号のガイダンスに関して、同一の適用日を維持することが強く望まれると考えている。この点、これまでの IASB の検討状況を踏まえると、IASB が 2 年間の延期を認める選択肢を与える可能性は非常に低いと考えられる。

質問 4： 会計基準更新書2014-09号のガイダンスに含められている当初の適用日からの当該ガイダンスの早期適用を認めるべきか。その理由は何か。

11. 我々は、会計基準更新書 2014-09 号のガイダンスについて早期適用を認める提案を支持する。早期適用が認められない場合には、IFRS 第 15 号を従来の適用日から適用することを選択する報告企業は、その子会社が米国会計基準に準拠した報告が要求される状況において、2つの異なる報告システムを稼働させることが必要となる。日本の関係者との議論を通じて、我々は早期適用を認めることで、このような不都合が回避されることを望んでいる。

以 上